

松戸市スポーツ競技大会優秀選手褒賞金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市スポーツ振興基金事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3条の規定に基づき、実施要綱第2条第2号の事業について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる大会)

第2条 国、県、日本スポーツ協会及び日本スポーツ協会加盟団体、日本オリンピック委員会及び日本オリンピック委員会加盟団体、日本パラリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会加盟団体、全日本ろうあ連盟、日本レクリエーション協会が主催・共催する大会。(ジュニア大会含む。以下これらを総称して「国際大会等」という。)

- (1) オリンピック・パラリンピック・デフリンピック
- (2) 世界選手権、アジア大会
- (3) 国民スポーツ大会
- (4) 全国大会
- (5) その他、本市が特に必要と認めた場合

(交付対象者の条件)

第3条 交付対象となる大会における上位入賞者(3位以内)で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)松戸市内在住の選手
- (2)松戸市内在勤の選手
- (3)その他市長が特に必要と認めた選手

(褒賞金の額)

第4条 褒賞金の額は、各大会および各順位により別表1に定める額とする。ただし、一大会において複数の種目で上位入賞した場合は、入賞が上位の褒賞金の額を優先し交付するものとし、複数での交付は行わないものとする。

(褒賞金の申請)

第5条 褒賞金の申請については、第1号様式、第2号様式に必要事項を記載し、国際大会等の開催期間の最終日の翌日から起算して翌年度の末日までに提出しなければならない。

(褒賞金の交付)

第6条 市長は、褒賞金の交付申請があったときは、申請にかかる書類等を審査し、適当と認めるときは褒賞金を交付するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

(施行期日等)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

交付対象となる大会とは、令和7年4月1日以降に開催された国際大会等に限るものとする。

改正後の要領の規定は、令和7年4月1日以降に開催された国際大会等に係る報奨金について適用する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

松戸市長

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

松戸市スポーツ競技大会優秀選手褒賞金交付申請書

松戸市スポーツ競技大会優秀選手褒賞金交付要領第5条の規定により、褒賞金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1.競技名	
2.大会名称	
3.大会期日	____年 月 日 ~ ____年 月 日
4.大会会場	
5.大会成績	
6.褒賞金交付申請額	金 _____ 円
7.関係書類	・上位入賞したことが分かる書類等 ・その他必要な書類

松戸市スポーツ競技大会優秀選手褒賞交付基準

別表1

	優 勝	準優勝	第3位
オリンピック・パラリンピック デフリンピック	300,000 円	200,000 円	100,000 円
世界大会 (世界選手権、アジア大会)	100,000 円	70,000 円	50,000 円
国民体育大会	50,000 円	30,000 円	20,000 円
全国大会	30,000 円	20,000 円	10,000 円